# 政策評価懇談会(第17回)議事録

# 1.日 時

平成 19年11月2日(金)15:00~17:03

### 2.場 所

法務省第1会議室

#### 3.出席者

<政策評価懇談会構成員>

川端 和治 弁護士

(座長)立石 信雄 オムロン株式会社相談役

田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授

寺尾 美子 東京大学大学院法学政治学研究科教授

中村 美華 株式会社セブン&アイ・ホールディングス

法務部グループ法務シニアオフィサー

山根 香織 主婦連合会副会長

六車 明 慶應義塾大学法科大学院教授

渡辺 雅昭 朝日新聞社法務セクションマネージャー

<省内出席者>

小津 博司 事務次官

永井 栄次 大臣官房秘書課広報室長

磯山 博 大臣官房会計課企画調査官

那花 弘行 大臣官房施設課補佐官

柳井 康夫 大臣官房訟務部門訟務広報官

坂田 吉郎 大臣官房司法法制部参事官

松井 信憲 民事局付

加藤 経将 刑事局付

松村 明 大臣官房参事官(矯正担当)

平尾 博志 保護局処遇企画官

山口 英幸 人権擁護局参事官

坂本 貞則 入国管理局入国管理企画官

田代 英明 法務総合研究所総務企画部付

横尾 洋一 公安調査庁企画調整官

<事務局>

深山 卓也 大臣官房審議官(総合政策統括担当)

小山 紀昭 官房参事官(総合調整担当)

松下 裕子 大臣官房秘書課付

我妻 謙一 大臣官房秘書課政策評価企画室長補佐

#### 4.議題

- (1) 政策評価結果の政策への反映状況について
- (2) 平成 19 年度法務省事後評価の実施に関する計画の見直しについて

# 5.配布資料

資料 1:平成 19年度法務省事前評価実施結果報告書

資料2:平成18年度法務省事後評価結果の政策への反映状況

資料3:法務省事後評価の実施に関する計画(平成19年度)

資料4:法務省事後評価の実施に関する計画(平成19年度)(改定案)

### 6.議事

**立石座長**: ただ今より第17回政策評価懇談会を開催いたします。はじめに,法務事務次官から挨拶があります。

**小津事務次官**:本年の夏から事務次官を務めております小津と申します。よろしくお願いいたします。一言,ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方におかれましては,大変御多忙のところ,本年度第2回目の政策評価懇談会に御出席いただき,誠にありがたく存じます。

当省における政策評価につきましては、この懇談会における委員の皆様の貴重な御意見により、成果を意識した目標の設定に努めるなど、国民的視点に立った、より分かり易いものとなるよう努めてきたところではありますが、評価手法等につきましては、今後、更に客観性を高めるなど、評価の質を高めていく取組が重要であると考えているところでございます。政策評価制度が国民に一層信頼され、成果重視の行政運営に貢献していくためには、評価の客観性の一層の向上、評価と予算・決算の連携強化を始め、政策評価の改善・充実に引き続き取り組んでいく必要がございます。

本日は,こうした状況を踏まえ,委員の皆様の御専門の知識や,幅広い御経験等に基づく, 忌たんのない御意見を,どうぞよろしくお願いいたします。また,これを機会に,法務行政に つきまして,一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ,私のあいさつとさせてい ただきます。

立石座長:続いて,本日の審議事項について,事務局から説明願います。

**小山官房参事官**:官房参事官の小山でございます。それでは,本日の審議事項等について,説明させていただきます。

まず、開業から1年が経過しました日本司法支援センターの現況等について、司法法制部から報告をさせていただき、次に平成19年度の事前評価実施結果について、事務局から報告をさせていただきます。その後、審議に入りたいと考えております。

議題は、2点ございます。1点目ですが、「政策評価結果の(予算要求等)政策への反映状況」について、お手元の資料2に基づきまして、事務局から御説明させていただきます。その後、御意見を頂戴したいと思います。次に2点目ですが「法務省事後評価の実施に関する計画」、いわゆる「実施計画」の平成19年度版について、改定案を作成いたしましたので、資料3及び資料4に基づいて事務局からその概要を説明させていただいた後、皆様から御意見・御質問を頂戴し、適宜、担当部局から説明、回答を申し上げるという流れにしたいと考えております。

また,審議にあたりまして,関係する法令や閣議決定等につきましては,席上に参考資料として準備いたしましたので,適宜御参照いただければと思います。

なお,参考資料5の「法務省政策評価に関する基本計画」につきましては,本年10月1日付けで若干の改定を行っております。改定の主な内容ですが,行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部改正に伴い,規制の新設又は改廃を目的とする一定の施策について,事前評価(規制影響分析)の実施が義務付けられたことから,規制影響分析の実施に関する記述を追加したものであります。

以上,本日の審議事項等について御説明申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。 **立石座長**:それでは,説明にありましたように,審議に先立ちまして,この10月で開業1年 を迎えました日本司法支援センターの現況等について,司法法制部から報告していただきたい と思います。よろしくお願いします。

**司法法制部**:日本司法支援センターを所管しております,法務省大臣官房司法法制部参事官の 坂田と申します。本日は御説明の機会を与えていただき,ありがとうございます。支援センターの開業後1年間の業績報告をするとともに,今後の課題ということも含めまして,できるだけ私からの説明時間を短くさせていただきまして,委員の皆様からのご質問を受けさせていただきたいと思います。

お手元に「日本司法支援センターの現況等について(資料)」ということで,資料1から資料5までございますが、この資料を順次見ていただきながら、聞いていただければと思います。

最初にこれまでの業務実績について申し上げますが、資料1をお開けください。これは、法テラスの情報提供業務、コールセンターの業務実績についての資料でございます。ご承知のとおり、法テラスのコールセンターでは、月曜日から金曜日までの午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時まで、それぞれオペレーターの席を80席用意しておりまして、オペレーターが電話を受け、ここで法制度の紹介、相談窓口等の情報提供を行っているところでございます。オペレーターが180名程度登録されておりますが、消費生活相談員、あるいは検察、裁判所の08の方、ロースクールの学生、司法書士の方々等でございます。

この1年間では合計23万件のコールを受けている状況でございます。当初,100万件程度あるかなと見込んでおりましたので,それに比べると少ない件数になっております。これ以外に,地方事務所の方でも情報提供業務を行っておりまして,これがだいたい,窓口中心でございますが,月間1万件程度,合計で13万件程度ございました。したがって,合計37万件程度の情報提供を行っていたところでございます。

続いて、資料2を御覧ください。これは民事法律扶助業務の実績でございます。こちらは、これまで財団法人法律扶助協会で行ってきた事業を、平成18年10月の法テラス開業に伴ってこれを円滑に承継したところでございます。承継後、法律相談援助、代理援助、代理というのは、裁判を起こす者について、弁護士報酬費用等を立て替えて差し上げるということで、書類作成援助というのは、書類の作成だけの費用を立て替えて差し上げるということでございますが、いずれにつきましても件数としては、法律扶助協会で行っていた当時よりも事件数は増加傾向にございます。法テラスとしましては、民事法律扶助業務を担当する契約弁護士や司法書士を確保して体制を整える一方、援助審査の合理化、犯罪被害者への充実した援助等、業務の質の向上にも取り組んでいるところでございます。

先ほど申しました裁判費用を立て替える代理援助事件は、平成18年10月から平成19年

9月までの1年間で、合計 6万 6千件余りとなっております。その7割強が金銭債務に関する事件でありまして、全体の約5 4%が自己破産事件、約18%が多重債務の任意整理事件、こんな状況でございます。契約弁護士数、契約司法書士数、これはいずれも扶助事件が来た場合に引き受けてもいいよということで、あらかじめ法テラスと契約を結んでおられる弁護士や司法書士の数がどれくらいあるかということでございますが、裁判事件を受任する予定の契約弁護士数でいいますと、9、180人ということでございまして、全体で弁護士が2万4、000人くらいということですから、半分弱、3分の1強というくらいの弁護士の方々が御協力いただいているということでございます。

続いて、資料3を御覧ください。これは国選弁護関連業務の実績でございます。法テラスでは、国選弁護関連業務として、国選弁護契約の締結、あらかじめ契約弁護士を確保して、引き受けてくれる方をプールしておくということでございます。それと 裁判所からの要請に応じ、個別事件についての国選弁護人の候補を指名・通知する業務、国選弁護人に支払うべき報酬・費用を算定し、支払う業務を主としてやっております。国選弁護契約の締結業務につきましては、本年10月1日現在の契約弁護士数を見ていただきますと、1万1、229人となっております。先ほど申しましたように、2万4、000人程度の弁護士の中で、半分弱の方が国選弁護を引き受けてもいいよと言ってくれている状況でございます。平成18年10月から開始された被疑者国選弁護制度を担うに足りる人数も確保できているという状況でございます。ただ、平成21年度から開始される裁判員裁判や被疑者国選対象事件の範囲拡大等、新たな制度に対応できる契約弁護士の確保を引き続き図っていく必要があるところでございます。

国選弁護人の指名・通知業務は,ほぼ想定された事件数の範囲内において,特に遅延が生じることもなく順調に業務が進んでいるところでございます。開業から1年間で,件数を見ますと,被疑者の国選弁護事件が6,865件,被告人の国選弁護事件が7万2,480件,こういう状況でございます。

続いて、資料4を御覧ください。常勤弁護士の配置の状況、それから司法過疎対策業務の実績についてでございます。資料4は、本年11月1日現在の常勤弁護士の配置状況を示したものでございます。地方事務所のほか、江差や佐渡など14の司法過疎事務所に合わせて61名の常勤弁護士が配置されているところでございます。法テラスでは、これまで一定期間実務経験を積んだ弁護士をスタッフ弁護士として採用するということでやっておりましたが、今年度から司法修習生を直接採用し、本部主導で研修を実施して、各地に配置させるというスキームに切り替えたところでございます。常勤弁護士につきましては、平成18年度は24名に留まっておりましたが、現在のところ、今年度中に100名程度になることが見込まれる状況であります。さらに確保に努めて参りたいと考えているところでございます。

続いての主な業務は,特に添付資料を用意しておりませんが,犯罪被害者支援業務というものを行っております。コールセンターで「犯罪被害者支援ダイヤル」という専用の電話番号を設けて,犯罪被害者支援の知識・経験を持った担当者を配置し,二次被害を与えないよう,被害者の心情に配慮しながら,丁寧に対応できる体制で臨んでいるところでございます。地方事務所におきましても,今年度に入ってから相談が増えておりまして,月間700件程度,全国の地方事務所で問い合わせを受けておりまして,状況に応じて法制度や支援窓口の適切な案内に努めているところでございます。

また,犯罪被害者に精通した弁護士を求めに応じて紹介するという業務を行っておりますが,

今のところ,精通した弁護士として約1,200名を名簿に登録し,被害者やご家族,ご遺族の方々に紹介しております。業務開始以降の精通弁護士紹介件数は合計355件です。

続いて、資料5を御覧ください。これは、関係省庁連絡会議や地方協議会を含め、どんな状況で関係機関と協議を行っているかということを分かるようにしたものでございます。法テラスといたしましては、情報提供業務においては、関係機関の相談窓口情報が柱となりますので、いろいろな機関にどこにどのような窓口があってということを密接に情報交換しておかなければいけないということで、本年7月に開催された総合法律支援関係省庁連絡会議におきましても、出席した16の省庁等に対して、法務省と連携した中央レベルでの協力を依頼し、各地方事務所でも関係機関等へ直接お伺いするなどして、顔の見える関係を構築して、連携の強化に努めているところでございます。

続いて,今後の法テラスの課題ということについて,若干お時間をいただければと思います。 やはり一番の課題だと考えておりますのは,広報周知の徹底ということでございます。先ほど も申しましたが,コールセンターにおける情報提供の件数というものが,当初の見込みより相 当下回っていることがございます。これまでの広報の実績を踏まえ,更なる認知の拡大と,業 務内容に対する理解の促進に向けて,新聞等のマスコミへの積極的なアプローチやホームペー ジの充実を進めるほか,全国の各地方事務所におきましても,自治体の広報誌や地域のイベン ト等を利用したり,関係機関の相談担当者,地域住民を対象とした説明会など,地域に密着し た広報活動を検討・企画していく必要があると考えております。

今後の課題として2つ目は,被害者参加人に対する公的弁護制度創設の検討と対応というこ とでございます。先の通常国会で法案が成立しまして,刑事手続への犯罪被害者の参加制度が 導入されました。来年秋には施行ということになるわけですが,その施行と同時に,刑事手続 に参加するに際して弁護士を選任できるという仕組みになっているのですが, 資力が乏しいた めに、自分では弁護士を頼むことができない犯罪被害者の方々のために、公費で弁護士を付け るという制度を検討しなさいということが,先ほど申し上げました先の通常国会で成立した法 律の附則でいわれております。また,内閣府における経済的支援に関する検討会におきまして も、そういう制度を検討すべきだということが言われております。そこで、私ども法務省とい たしましても、来年秋にも予定されている犯罪被害者の刑事手続への参加制度の施行と同時に, 公費による弁護制度を創設し,施行しなければならないと考え,現在制度設計を進めていると ころでございます。これが導入されますと、おそらく、日本司法支援センターとしましては、 あらかじめ公費による被害者参加人のための弁護を引き受けてくれる方と契約を結んで、契約 弁護士をプールしておいて、そして適宜の方を紹介して選任していただく。報酬の算定や支払 い等を日本司法支援センターが担当していくのだろうと。このような役割を担うことになると 思われますので、今後、犯罪被害者団体の方々のご意見や内閣府の検討会の検討状況、あるい は自民党でも検討が急ピッチで進んでおります。そういった各政党の検討状況などを踏まえつ つ,被害者参加人の公的弁護制度業務を適切に担っていけるように,制度設計と施行準備の両 面で全力を挙げていく必要があると考えております。

3つ目の課題といたしましては、平成21年度に向けた常勤弁護士の更なる確保ということでございます。申し上げましたように、初年度、常勤弁護士が24名に留まっていたのが、今年度中に100名に増えるという状況ではございます。より効果的な確保の方策としまして、司法修習終了直後の新人弁護士を採用し、組織的な研修により実務能力を涵養するということ

を始めておりますが,今後さらにそういった努力を進めまして,平成21年度に予定されている裁判員制度の導入,被疑者国選弁護の対象事件の拡大等に備えていく必要があると考えております。私からの説明は以上でございます。

**立石座長**:ありがとうございます。ただ今の説明に関し,御質問等ございますか。

山根委員:四谷の駅前に事務所がございますよね。よく前を通りかかるのですが,オープン当初は,割と明るくて,華やかな感じだったので,パンフレットを貰ったりなどで出入りしていたのですが,最近日差しが強いのか,カーテンが閉められてしまって,そうすると中がまったく窺い知れないというか,中に気楽に入れるような雰囲気ではなくなってしまうので,コールセンターというか電話での問い合わせが中心で自由に出入りする必要がないのかもしれませんが,もうちょっと明るい雰囲気で入りやすくしていただいた方がよいのではないかと思いますが。

**司法法制部**:法テラス側に伝えまして,対処させていただきたいと思います。ありがとうございます。

**立石座長**:そのほか,いかがでしょうか。

**中村委員**:同じくコールセンターの件ですけれども,利用された方のご意見のフィードバックというものをされていたりするのでしょうか。

**司法法制部**:アンケート調査をさせていただいております。電話の最後に直接どうでしたかとお尋ねして答えていただいているケースと,ホームページを使って利用結果をお知らせいただくという方法と両方やっております。今のところ,おおむね情報提供に満足されているという方が多い状況でございます。

川端委員:利用した人が満足しているのに,利用件数が伸びないというのはどういうことなのでしょうか。利用さえすれば役に立つのに,そういうことが知られていないと考えていいのか,それとも利用しても機能が限られているので,それを分かっている人は使わないということなのか,その辺はどうなのでしょうか。

**司法法制部**:両面の可能性があるのかなということで,謙虚に考えていかなければいけないと考えております。アンケート調査と申しましても,満足できなかったと回答されている方もおられるわけですし,おそらく,川端委員が今おっしゃったのは,提供できる情報が限られている,法律相談そのものをやってくれるわけではないですよねと。結局,どこかの窓口を紹介してくれるだけなので,そこに不満が残っているかもしれないとか,提供できる法制度の中身の深さとか広さとか,そういうところで,もしかしたら不満があるかもしれないと,こういう可能性もございますので,なぜ件数が伸びないのかその原因をしっかり研究・検討させていただいて,対策をしていきたいと思っておりますが,基本的には使っていただいた方々には満足していただいているのに,件数が伸びないというのは,知られていないということが非常に大きいのかなと思っております。まずは,その面での対策,広報・周知に努めていくとともに,制度面での問題がありはしないかということも検討していきたいと考えております。

川端委員:役に立っていることを広く知らせるのには,マスコミの協力が必要であると思いますけれども,口コミというのも非常に重要なんですよね。弁護士が新人時代に顧客をできるだけ獲得していくには,結局は依頼者が依頼者を呼ぶっていうのが一番多いと言われておりますけれども,コールセンターに電話をかけた人が大変良かったということを他の人に話すようになるような満足度であれば,必ずもっと利用者が広がっていくようになると思いますので,そ

ういう意味での満足度の向上をもっと目指していただきたいと思います。それからちょっと違 う話ですが,常勤弁護士の確保の問題についてお聞きします。初年度は非常に少なかったのが, 100名確保できるようなところまできたようですが、さらに平成21年度を目指して拡大し ていかなければならないという問題について、どのような取組をお考えになっているのかとい うことをお聞きしたいのです。弁護士会内でいろいろ言われていることからすると,要するに, 法テラスの常勤弁護士になって任期が終わると、その先が見えないと、そのような所に入り込 んで国選と法律扶助中心の仕事しかしなかった弁護士が、その後どういうキャリアを築けるの かということが不安になるのではないかというようなことも言われております。それから司法 修習生から採用するようにされたということですが、今まで一般の事務所で訓練を積んでから 採用するようにしていたのは,多様な仕事をマンツーマンで経験させて,鍛えることが必要だ という認識だと思うのですけれども,それに代替できるような訓練ができているのかどうか, その辺に不安があると常勤弁護士になろうという層も減ってくるのではないかと思いますの で,その辺をどうされているのか。法テラスでキャリアを開始した弁護士が法曹として重きを なしていくようなキャリアパスが辿れるという,夢や期待を持てるような制度にしていかない と、良い人は来てくれないと思います。その辺もきちっと配慮するような制度をお考えいただ きたいと思っているのですが、どうされているのかをお聞きしたい。

司法法制部:大変難しい御質問でございますが、まず前半部分での御質問にお答えしますと、 司法修習生から直接採用を考えざるを得なかった、採用してからこちらで研修ということを考 えざるを得なかった1つの理由というのは、来年法テラスに入りますという話の中で、でも採 用にはならないまま各地の事務所で仕事をしていただいている,それが終えた後,正式に法テ ラスで採用をするというシステムの場合,受け入れの弁護士事務所においても,間もなくいな くなってしまう人だということで、なかなかうまくいかないという面もあって、直接司法修習 生から採用した後で研修するというシステムの方が,むしろすっきりしていいのではないかと 考えられていることも原因となっております。しかし、普通に何年か弁護士事務所で実務経験 を積んでこられた人と同じような経験を,今回司法修習生から直接採用して,同じような研修 をしていけるのかということは、確かに難しい問題があると思います。ですので、中央に集め ての集合研修と,各地方事務所の配属先で法テラスの事件を処理していただくということでは ありますけれども、その地方で非常に能力的にも人格的にも優れた指導弁護士のような方を依 頼して,その先生の指導を受けながら法テラスの事件を処理していくという,実務におけるオ ンザジョブトレーニングを通じてやっていただくということですが,まだ今年始まったばかり ですので,うまくいくかどうか,とにかくうまくいかせないといけないというところでござい ます。それから,将来へのキャリアパスが見えないと良い人が来てくれないというのは,まさ に先生のおっしゃるとおりだろうと思っております。しかし,なかなか景気が悪いですとか, 弁護士事務所への就職もままならないという状況の中で、今、司法修習生の間では、法テラス への就職というのはなかなかいいかなという感じがあるように聞いております。それは,やは り短期間で非常に多様な事件をたくさん経験できるというところがあるわけでございます。一 定の分野に偏った法律事務所に入所して、そういう事件しか経験できないというのがいいのか、 本当にいろいろな事件を短期間で経験できるのがいいのかということはあります。そういう意 味では,研修システムさえしっかりしていれば弁護士としての力を付けるのに非常にいいかな ということがあるようです。ただ,まだ始まったばかりの制度ですので,常勤スタッフとして

来ていただいた弁護士が,その後どれくらい法テラスで留まっていけるのか,あるいは法テラスから巣立っていかれる場合には,どれくらい素晴らしい所で活躍されるのかということを,これからの司法修習生は見ていると思います。良いようにいくといいなと期待しているとともに,うまく広報したいと考えております。

川端委員:ちょっとだけ付け加えますと、アメリカのロースクールの例を見ると、本当のトップクラスの人たちは、公設事務所に入ったり、あるいは裁判所の調査官(ロークラーク)になったりするのですね。そういう人たちは、もしビッグローファームに行けば、いきなり年収何千万と貰えるということを蹴って、そういう所に行くという顕著な傾向があります。最近の例でいうと、オバマ候補もそういうキャリアで選ばれた人です。シカゴの貧民地区の公設事務所に勤めて、それから政治家に転じられたということなので、そういう生き方が法曹として素晴らしい生き方であるという認識が、法曹界全体で共有されているようなあり方を、法務省としても考えていただきたい。これは、ロースクールの段階からどういう教育をするかということとも関わり合ってくるのでしょうけれども、どういう仕事をする人が素晴らしい法曹なのかという価値観を、我々法曹がどう持つかということでもあるので、非常に漠然とした話で申し訳ないのですが、是非お願いしたいと思います。

**寺尾委員**:今の川端委員の御発言に関連して一言申し上げます。こうした分野はアメリカでは パブリック・インタレスト・ローファームなどと呼ばれる分野です。日本では公共訴訟とか訳 されております。人権だけでなく環境問題などと取り組んでいる団体があります。日本でいう NGO的なものですね。NAACPとか, Sierra Club などが代表的ですが, アメリカではそ ういう事務所にロースクールを出て職を得るということが,とても名誉なことになっています。 なぜかというと,そうしたところで職を得ることが難しいからです。当該団体が社会的に広く 認知される活動をし,実績を上げている団体であれば,そこで働きたいという若い法律家は多 くいます。そこで採用されたということ自体がソーシャルステータスにつながるんですね。そ ういう所でやっていたということが自分のレジュメ、履歴書に書いてあることが勲章になるの で行くわけなんです。どうしてそういうことが可能となるかですが,そういうローファームは 当然のことながら給料は安い。アメリカではロースクールで教育を受けるために多くの学生が 借金します。自分で自分の学費を出して,そうしてロースクールに行くわけです,大学院レベ ルですから。ですので、ビッグローファームに雇われると、もの凄い年収があるので、それで そのローンは返せるわけです。そうすると、多くの学生たちは借金を背負っているからローン を返さなければならない。そこで,パブリック・インタレスト・ローファームで働くための奨 学金があるんですよ。優秀な学生が借金返済の心配をしないで、公共訴訟を手がけている事務 所で働くことができる仕組となっているわけです。日本の場合も,経済的な手当てについて考 える必要があるのではないでしょうか。

**立石座長**: 私も多くの若手の弁護士さんを知っていますが,やはり,この法テラスがキャリアパスとしてどういうインセンティブがあるのかはっきりしないというのをよく耳にします。法テラスにおける業務の大部分は,資力がない人の民事法律扶助,例えば破産手続等の債務整理事件や離婚事件,また刑事事件での国選弁護というものになるため,さまざまな事件の経験を積んでスキルアップを図りたいと考える若手弁護士にとっては,あえてやりたい仕事ではないのだろうと思います。だから,そういう方に入ってもらうために,魅力作り的なことを考えていく必要があるのではないかと思います。最初は24名しかいないという報告があったので,

大変だなと思いましたが,今は常勤の方が100名いるとのお話でした。100名の方は年齢的にいってどのくらいの方がいるのか,やはり司法修習生の方々,若手の方が入ったのでしょうか。

**司法法制部**:今もその前も,経験年数を積んでこられた方がおられましたが,やはり若い人が 圧倒的に多い,2,3年目という方が圧倒的に多いです。

**立石座長**:常勤弁護士の就職説明会を開いても大部分が司法修習生や法科大学院生を対象にしたものだと聞いておりますが、むしろ、ある程度年齢を取られた方で能力のある方を対象にして、入ってもらうようにしたほうがよいのではないでしょうか。若手弁護士はあまり魅力を感じないのではないかと思います。

小津事務次官:貴重な御意見を賜りまして,ありがとうございます。私の印象ですけれども,当初心配していたよりもずっと,法テラスや,日弁連でおやりになっているひまわり法律事務所のような仕事に魅力を感じている司法修習生が多いんだなということを感じておりまして,非常に頼もしさを感じているわけでございます。先生がおっしゃられていたことの1つのポイントは,国とかそうではないという仕分けではなくて,まさにパブリックな仕事をするということの有用性をもっとみんなに分かってもらうことが重要であるということではないかと思います。若い方々にそういう気持ちがあるからこそ,この制度をやっている側も,もっと促進していくようないろいろな手段を講じていかなければならないと思っています。そのためにも経済的な面でのサポートが必要だという先ほどの御指摘はごもっともだと思います。先日,参事官と一緒に韓国に出張する機会がございまして,韓国の制度を見させていただきました。日本とはいろいろな意味で違う面がございますけれども,韓国の中でいろいろなやり方をしております。ヨーロッパの国,あるいはアメリカ,それぞれがこういう問題について,いろいろなアプローチをしておりますので,これから先も,諸外国でどういうことについて,どうやっているかということを研究し,日本で取り入れられるものを取り入れてやっていけばいいのではないかなと思っております。

**立石座長**:何かコメントはございますか。

**司法法制部**: 今,法テラスのスタッフ弁護士になってくださる人の中には,司法研修所を出てすぐ入るのですけれども,サラリーマン経験が大分長くあります,年齢は上ですけれどもという方が,自分の故郷は弁護士のいわゆるゼロワン地域で,ちょうどそこに法テラスが司法過疎地域ということで地域事務所を出そうとしているので,自分が行って,地域事務所に入りたいからということで応募して,実際に採用された方もおられます。いろいろなニーズがあるのだと思うのですが,いろいろな方法を使っていかないと確保できないということはおっしゃるとおりでございまして,今年度中に100名ということでございますが,平成21年度には300名の常勤弁護士体制にしたいという目標がございます。来年度の予算要求等では,225名まで採れるようにしてくれということで要求しているところでございます。それだけの数を確保するためには,いろいろな手段,いろいろなアイデアを取り入れていかないと難しいのかなと。真剣に御指摘を受け止めて,検討したいと思います。以上です。

**立石座長**:よろしいでしょうか。これで法テラスに関する説明を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。では,続きまして,「平成19年度法務省事前評価実施結果報告書」について事務局から報告をお願いします。

松下秘書課付:それでは,事務局から御説明申し上げます。資料1を御覧ください。「平成1

9年度法務省事前評価実施結果報告書」でございますが、平成19年度の事前評価につきましては、評価の結果を平成20年度概算要求に反映させるという趣旨から、本年8月にとりまとめ、公表しております。これにつきましては、委員の先生方には、公表前に報告書案を送付させていただき、御意見を頂戴したところでございます。ありがとうございました。平成19年度におきましては、「甲府法務総合庁舎新営工事」など計9件の「施設整備」と、「飲酒(アルコール)の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究」の1件の「法務に関する調査研究」について、事前評価を実施しております。「施設整備」につきましては、資料1にありますように、施設課において定めた評価基準に基づきまして定量的な評価を実施しております。「事業の緊急性」「計画の妥当性」「事業の効果(費用対効果)」の観点から、7件の施設整備案件が、新規採択事業としての要件を満たしていると評価しております。2件、「甲府法務総合庁舎新営工事」及び「岡山法務総合庁舎新営工事」につきましては、平成20年度以降に予定されている事業費要求段階において、費用対効果分析まで含めまして、総合的に評価することとしておりますので、こちらにつきましては、「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」の2点の観点から、新規採択事業としての要件を満たしていると評価しております。

また、「法務に関する調査研究」につきましても、法務総合研究所において、研究評価検討委員会を開催し、専門家の御意見を聴いた上で評価を実施しており、研究の「必要性」「効率性」「有効性」の観点を総合的に勘案いたしまして、平成20年度に行うべき研究課題であるとの評価に至っております。事前評価につきましては、事前に評価実施結果の報告書をお送りいたしておりますけれども、以上のとおり御報告させていただきたいと思います。

**立石座長**: ありがとうございます。資料1は報告ということで説明をいただきました。引き続きまして,本日の審議に入りたいと思います。それでは,まず第1の議題,「政策評価結果の政策への反映状況」について,事務局から説明願います。

松下秘書課付:それでは,資料2「平成18年度法務省事後評価結果の政策への反映状況」を 御覧いただきたいと思います。まず,政策評価と予算との連携に関しましては,総務省行政評 価局が本年2月に策定しました「政策評価と予算との連携強化等に向けた取組方針」というも のがございます。また,今年6月に閣議決定されました「骨太の方針」などに基づき,各府省に おいて政策体系を整備し,併せて予算書・決算書の表示科目の見直しを行うことにより,平成 20年度予算から,政策評価と予算・決算の単位を揃えて,その連携の一層の強化を図ること とされたところでございます。この点につきましては,以前の政策評価懇談会におきましても 御報告申し上げました。このような政府全体の方針の下で,本年度公表した政策評価結果が平 成20年度の予算要求等にどのように反映されたかをとりまとめたものが資料2でございま す。表紙と1ページ目以外は,総務省が10月に公表した資料と同じものとなっております。 補足いたしますと,政策評価結果の政策への反映状況を作成・公表する枠組みは大きく2つご ざいまして,まず1つが,「政策評価の実施に関するガイドライン」等に基づきまして,毎年 度,概算要求後に,総務省が全府省分をとりまとめて公表するものでございます。そしてもう 1つが,政策評価法11条に基づき,各府省において,少なくとも毎年1回,作成・公表する ものがございます。このうち,総務省がとりまとめて公表する反映状況につきましては,昨年 度までは、各府省の反映状況の例を集めたようなもので、非常に概括的な内容でしたが、今年 度からは、各府省が作成・公表した政策評価書の要旨と、財務省あて提出した予算関係調書の 内容を、総務省にて合体するような形でとりまとめられておりまして、昨年までの政策評価懇

談会でお示しし,私どもが作成・公表してきたものと,内容がかなり近いものになっております。したがいまして,作業の効率化の観点から,今年度私どもが作成・公表する反映状況については,総務省の公表資料を有効に活用することにしたいと考えまして,資料2のような形式とさせていただきました。

なお,今般総務省がとりまとめました反映状況は,実績評価方式による評価結果の反映に限られておりますので,法務省における事業評価の反映状況などを含めた全体版につきましては, 平成20年に入ってからの適宜の時期に,「政府予算案への反映状況」という形で改めて作成・公表しようと考えております。

資料2の1ページ目が総括表でございまして、評価の対象となっている施策が1から19まで挙げられております。それぞれ予算要求への反映があったもの、これはすべての施策になっておりますが、それから、機構・定員要求への反映があったものというのが一覧できるような形に総括表を作成しております。そして、2ページ以降で、それぞれの施策とその概要、評価結果の概要と達成すべき目標、達成されたかされなかったか、そしてどういった予算要求、どのような官職を要求したかといったことについて、それぞれまとめてございます。詳細につきましては御説明を省略させていただきますが、概略は以上でございます。

**立石座長**: ありがとうございました。それでは,ただ今の「政策評価結果の政策への反映状況」について,皆様から御質問,御意見などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。はい,田辺委員どうぞ。

田辺委員:単純に評価結果がどうだから予算とか定員に対する対応関係があるとは思わないんですけど,ただ,予算要求への反映の中で,例えば,評価はある一定の形をとっていて,増額要求はだいたい検討がつくんですけど,減額でいいやという形になったもの,この中でどのくらい該当があるんでしょうか。

**松下秘書課付**:減額要求となっているものは,1枚目の総括表を御覧いただきますと,11番と12番,それから19番の一部となっております。

**田辺委員**: それは,これらの業務がそれなりに順調に推移して,予算を減らしても効率的にできるという分析と考えてよろしいのでしょうか。

**松下秘書課付**:それでは,その点に関してはそれぞれ事情が異なると思いますので,個別に御説明を申し上げたいと思います。11番の関係は,司法法制部から御説明をお願いします。

司法法制部:司法法制部の「債権管理回収業の審査監督」の事務についてですが,これは,平成19年度の予算額が2,329万円だったところ,平成20年度の概算要求額は1,888万9千円ということで,440万1千円の減となっております。その内訳は,庁費の減,それから検査旅費,諸謝金の減ということでございまして,実際,立入検査の回数,その他の減少によるものでございまして,先ほど委員から御指摘がございましたように,少ない,これだけ減額した予算でも十分に行政目的を達成できるということです。予算を減らしても効率的にできるということですかとの御質問に対しては,そうでございますという答えになります。

松下秘書課付:続きまして,人権擁護局からお願いします。

人権擁護局:「人権の擁護」の関係で申しますと,24ページのところで,平成19年度予算, 平成20年度概算要求額が減額になっているところでございますけれど,その減額の詳細は, 私は把握しておりませんが,減額もそれほど多くないということでございますし,ネットワーク整備事業の終了ですとか,その他合理的な予算執行をした結果,あるいは,余分な業務等を 整理した結果,こうした減額に至ったものと思っております。この施策自体の効果については,相当の効果が見込まれるということで,引き続き推進するということでございますので,今後,こうした適正かつ効率的な予算執行をしていきたいと考えております。

松下秘書課付:続きまして,法務総合研究所の関係ですが,39ページでございます。

**法務総合研究所**:減額の理由については,年度年度によって,毎年行われる研修の内容及び参加する国々などが異なっておりますので,その差によって減額したものと思われます。

松下秘書課付:こういった説明でよろしいでしょうか。

**立石座長**:よろしいでしょうか。そのほかいかがですか。

**寺尾委員**:今,立入検査の対象となる会社の数が減ったので減額という説明がございましたけれども,立入検査をする人というのは外注しているんですか,それとも,法務省の職員の方がやっておられるのですか。そうだとすれば,空いた分は別のお仕事をなさるので,減額ということになるのですか。予算請求の積算の仕方が分かっていないのですごくばかな質問かもしれませんが。

司法法制部:立入検査を実施するのは法務省の職員です。外注ではなく,審査監督課というセクションが司法法制部の中にございまして,審査監督課の中の立入検査ばかりを担当している職員がおりまして,彼らが行っているということでございます。それから,私,先ほど間違った説明をしてしまったことに気が付きまして,立入検査の実施率が減っているという部分はあるのですが立入検査の回数は増加しておりますので,全体としてみますと,立入検査旅費は増をしておりまして,主な予算の減額の原因になっておりますのは庁費の減少でございまして,執務資料に係る経費等の必要な見直しによるものでございました。不正確な説明をしてしまいましてすみませんでした。

**立石座長**: そのほか何かございますか。それでは,時間の関係もございますので,第2の議題に入りたいと思います。「法務省事後評価の実施に関する計画の見直し」について,事務局から,見直しの趣旨について説明願います。

我妻政策評価企画室長補佐:それでは,平成19年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」の見直し案について,資料3と資料4に基づきまして御説明いたします。資料3は,今年3月の政策評価懇談会におきまして皆様に御議論いただいた上で策定いたしました実施計画でございます。資料4は,今回事務局で作成させていただきました改定案でございまして,見え消し版と反映版の両方を用意させていただいております。実施計画は,平成19年度に政策を実行して,平成20年度始めから平成21年度概算要求までの間に評価を行う政策や,その評価手法等につきまして定めているものでございますが,今回の見直しにおきましては,これまでの政策評価懇談会における御意見や,前回の政策評価書の作成の過程で確認された課題などを踏まえまして見直しを行っておりますほか,計画そのものの分かりやすさを向上させる観点から,様式の変更などを行っております。様式の変更に伴う見直しにつきましては,従来の実施計画が,資料3にありますように,評価対象政策や目標,指標等について簡潔に記載するのみでありましたことから,「政策の概要がイメージしにくい」ですとか,「政策目標や評価指標をどのような考えのもとに設定したのかが分かりにくい」ですとか,「目標・指標の設定が適切なのかどうか,実施計画の策定段階で検証しにくい」などといった課題がございましたので,今回,こうした部分について改善を行おうとしております。

なお,様式を変更した箇所は,従来から政策評価書に事後的に記載しておりましたので,そ

れとほぼ同等の内容を,実施計画の段階から記載することといたしました。事前にその内容について御確認いただいた上,達成目標の設定,指標の設定が,施策の評価を行うに適当なものなのかどうかという観点などから,御意見をいただければと考えております。

引き続き,政策ごとの記載事項の説明をさせていただきたいと思います。時間の関係もございますので,達成目標や指標などの見直しを行った政策を中心に,御説明させていただきたいと思います。

まず、見え消し版が分かりやすいと思いますので、見え消し版を使いまして御説明させていただきます。13ページを御覧ください。「検察権行使を支える事務の適正な運営」についてでございます。これにつきましては、基本目標と達成目標が、若干かい離した内容になっておりましたので、達成目標すべてについて、書きぶりを修正しております。また、達成目標の達成度合いを測る指標につきましては、従来は、それぞれの事業の実施回数や日数といった内容を設定しておりましたが、それだけではなく、研修の具体的な内容などを含めまして総合的に検証していくことが必要であると考えられますことから、それぞれの事業の実施状況を指標としております。

なお,達成目標 2 につきましては,これまでは,被害者等通知制度の運用状況に関する指標を設定しておりましたが,施策の実施状況と,目標の達成度合いとの関係を,評価の段階において明確に説明することが難しいところがございましたので,今回,その指標を「被害者支援員に対する研修の実施状況」に修正しております。

次に,見え消し版16ページを御覧いただきたいと思います。「矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進」についてですが,従来から評価してまいりました刑事施設の民間委託率に加えまして,同じく本施策を構成する事務事業であります「PFI事業」についても,今回,その実施状況を評価指標として設定することとしております。

続きまして,25ページでございます。「登記事務の適正円滑な処理」についてですが,基本目標,達成目標,指標,目標値に記載すべき事項が,従前整理されていなかった面がございましたので,評価の全体的な枠組みに変更はございませんが,表現等をそれぞれ修正しております。

続きまして,29ページを御覧ください。「人権の擁護」についてでございますが,従来はアウトカムに着目して達成目標を立てておりましたが、設定している指標の内容を踏まえまして,達成目標1から3のすべてについて,行政主体の書きぶりに修正しております。

次に,33ページになります。「国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理」についてでございますが、達成目標2の法律意見照会制度の運用の充実の達成度合いにつきましては,施策の実施状況だけではなく,法律意見照会事件の件数がどのように推移しているかによっても測ることができると考えましたので,新たな指標として「法律意見照会事件件数」を設定することといたしました。

続きまして,35ページ及び38ページの2つの施策になります。「好ましくない外国人の排除」と「外国人の円滑な受入れ」についてですが,この2点につきましては,本日席上に差替版を配布させていただいておりますので,併せて御覧いただきたいと思います。今回の見直しの内容は,この2点に共通することでございますが,「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」の改定や,11月から導入される予定の個人識別情報システム等の導入も踏まえまして,これまでの目標値「最適化後4年間の運用経費削減額10.2億円」から「平成24年度にお

ける運用経費全体の増加額を44.7億円に抑制」との表現に変更したものでございます。事前にお届けさせていただいておりました資料では、目標値にあります44.7億円の算出根拠が分かりにくい記載になっておりましたので、本日お配りさせていただきました差替版におきましては、その3ページ目の注といたしまして、44.7億円の算出根拠につきまして、説明を付け加えさせていただいております。個別の施策ごとの説明は以上でございます。

なお、最後に、すべての政策に関することですが、事前に、委員から、「施策や事業の根拠となる法令と条項、閣議決定、計画等を、適宜の項目に記載することで、より国民に分かりやすいものになるのではないか。」との御意見をいただいておりますが、この点に関しましては、今後、適宜の項目に追加して修正していきたいと考えております。事務局からは以上でございます。

**立石座長**: ありがとうございました。事後評価の実施に関する計画の改定版を作成するということで, ただ今御説明をいただきました。この計画に関しまして, 御意見, 御質問などございましたらお願いします。はい, 六車委員どうぞ。

**六車委員**:見え消し版の16ページの,今の御説明に関係するんですけれども,指標2というところで,PFI事業の実施状況ということで,PFIという言葉がずっと説明がなく使われているんですが,法律ができてからだいぶ経ちますし,いきなりPFIと言われても,何だったかなと,六法全書を見る我々でも何という法律だったかなと思いますので,書き方にもよると思いますが,本文の中に,PFIとはそもそも何なのかというようなことが書いてないと,一般の人が見て,なかなか分からないんじゃないかという感じがします。これは要望のようなものですが。

次は意見ですが,同じページの一番下から2行目に,「そのためには職員以外による実施が可能な業務(庁舎周辺警備や受刑者の処遇に関わる補助事務)を精選し,」とあるのですが,これは前にも私が質問したかもしれませんが,この「処遇に関わる補助事務」というのは,何かやはり少し引っかかります。前に御説明いただいて納得した記憶があるのですが,PFIとは何かということとも関係しますし,何をやってもらうかというところが気になるものですから。この2点です。

**立石座長**:今の御質問について,いかがでしょうか。

**矯正局**: PFIということでございますけれども,何も説明文がないということで御指摘いただいたところですが,簡潔に申しまして,PFIと申しますのは,公共施設の建設,維持管理・運営等を,民間の資金やノウハウを活用して行う手法でございます。効率的かつ効果的な公共サービスの提供,これを目標としているということでございます。それから,2つ目の,職員以外による実施が可能な業務ということでございますが,刑事施設の業務の中には,大きく分けまして,3つの区分けがあるかと思います。1つは,まったく公権力の行使を伴わない総務系の事務でありますとか,または運転の業務でありますとか,そういったような業務が1つあります。これにつきましては,特に法律を改正するとか,そういった手当てをせずに,実施が可能だろういうことになっております。それから,2つ目は,武器でありますとか,戒具の使用でありますとか,懲罰と申しまして行政罰の関係,それから信書の発受の拒否,そういった処分の決定といったようなことで,まさに公権力の行使に当たるもの,これにつきましては,やはり国の職員たる刑務官が行うべき業務になるということになります。3つ目ですが,中間的な業務といたしまして,例えば,健康診断で身長や体重を測ったりですとか,備品とか居室

の検査でありますとか,それから単なる監視,信書の検査の補助,これは郵便物の封を切るとかですね,こういった補助業務につきましては,公権力の行使そのものとまではいえないのかなということで,ただ,何もなくして直ちに民間の方にやっていただくというのも問題があるうということで,これにつきましては,構造改革特別区域法の改正を行った上で,民間が業務を行うことを可能にしております。法改正によって,刑務官の仕事の中で民間の方にやっていただくことが可能となる業務,これが3つ目でございます。

**六車委員**: PFIの説明の中にですね,設備を作るということと,運営するということ,それからもう1つありますでしょうか。3つおっしゃいましたか。

**矯正局**:公共施設の建設,維持管理,それから運営等を民間資金やノウハウを活用して行うと 先ほど申し上げました。

六車委員:そうしますと,ここで言っているPFIは,どれに当たるんですか。

**矯正局**:私どものところで,PFIの施設は4つございます。そのうちの3つが既に運営が開始されました。山口県の美祢にございますのが,4月から運営が開始されておりますし,それから,兵庫県の播磨,栃木県の喜連川,この2つの施設につきましては,本年の10月から運営が開始されたところでございまして,それから,1年後,来年の10月から,島根県の島根・あさひの施設の運営が開始されるということになっております。

**六車委員**:質問が悪かったのかもしれませんが,作ることについて民間が入るのか,運営することに民間が入るのかということをお聞きしたいのです。

**矯正局**:今申し上げました4つの施設のうち,2つにつきましては,業務運営も建設も民間で やっておりまして,もう2つにつきましては,国が建設をし,民間が運営をしておりまして, 種類が違うものですから,4つの施設について申し上げた次第です。

六車委員:ごめんなさい,よく分かりました。

松下秘書課付:ただ今の件について若干補足いたしますけれども,実質的なところにつきましては矯正局から御説明申し上げたところでございますが,PFIという言葉がいきなり出てくるというところにつきましては,計画の分かりにくさという御指摘だと思いますので,書きぶりを検討させていただきたいと思います。それと,受刑者の処遇に関わる補助事務ということだけが書いてあり,いったいどのような業務に民間を関与させるのかということが分からず,不安になるという側面について御指摘いただいたところですので,ここも調整させていただきたいと思います。

**立石座長**:ほかにございますか。はい,六車委員どうぞ。

**六車委員**:ついでに今と同じような趣旨なんですが,33ページの達成目標2の法律意見照会制度というのがありますが,この根拠が分からないものですから,これは,何法の何条でやっているのかということを教えていただけますか。

**訟務部門**:法律意見照会制度は,法務大臣権限法に基づきまして,訟務部門が国に関する訴訟を追行しておりまして,それに関して,当初から法律相談という形で訴訟に発展する以前の法的な紛争について相談を受けていたという経緯がございます。具体的な根拠ということになりますと,法務省設置法4条31号に「国の利害に関係のある争訟に関すること」というものがございます。その「争訟」という定義の中には,訴訟事件よりも広い意味で法的紛争というものが含まれるということで,法務省として法律意見照会事件を行うことができるというふうに考えております。

六車委員:ありがとうございます。

立石座長:そのほかいかがでしょうか。はい,どうぞ。

渡辺委員:今回のペーパーの「課題・ニーズ」や「目的・目標」は,先ほど説明があったように,これまでも実施結果報告書に書いてあったものが基本になっていて,それが転記されているわけです。つまり,私も以前に目を通しているはずなんですが,改めて読んでみると,ずいぶん難しい表現ですとか,肩に力の入った書きぶりが多いなという感想を持ちました。個々に取り上げていくときりがないんですが,例えば3ページ,「目的・目標」の下の方にある「民事関係」 は8行にわたるんですが,これ1つの文章なんですね。やはり大変読みにくいな,いかにも法律家の多い役所の文章だなという印象を持ちました。これは感想です。

その上で、2つ質問をさせていただきます。5ページになりますが、「(2)法整備の具体的内容」、民事・刑事について整備していく具体的な法律名が掲げられておりますが、民事関係について言いますと、平成20年ころまでに保険法の見直しをやると、1つだけ「」が付いていて、それ以外は既に整備済みであるとなっています。しかし、基本法制の整備は、3ページには「平成21年度末まで延長し、検討を行う」と書かれています。この先、21年までに民事の関係ではどのような法整備をしていく予定があるのか、あるいはしなければならないのか、それが「平成20年ころまで」しか書かれていなくて、評価対象の期間と齟齬があるし、中期的な展望が見えない。何か記載しにくい事情があるのであれば御説明いただければと思います。いずれにせよ、きちんと法務省としてどういうような民事立法をやっていくんだというところをきちんとお示しいただいた方がいいのではないかと思いました。これが1点です。

それからもう1つ。7ページの「裁判員制度の啓発推進」のところになりますが,2の「目的・目標」の最後のところに、「裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ者の割合を全体の7割以上とする」と書いてあります。これも、従前の実施結果報告書に書いてあった目標と一緒かと思いますが,ここにある「積極的な意識を持つ」層を,どうような捉え方をされているのか。前回のこの会議でも議論になりましたけれども,先般の世論調査では,45パーセントの方が「義務であるから参加せざるをえない」とお答えになっていたわけです。これを,この「積極的な意識を持つ」という中に含めるのか,含めないのか。それによって,目標の書き方も将来なされるであろう評価も相当変わってくると思います。これはあくまでも定義付けの問題だと思いますので,含めるんだと決めてしまえば,それはそれで1つの道筋かとは思うんですけれども,やや違和感というか,背伸び感というか,そんなところを私個人としては持ちます。広く社会に向かって、「参加に積極的な意識を持つ方が7割になりました」と言ったら、きっと多くの人が驚くと思うんです。それで内実を聞くと「何だ」と言われてしまう。これは,あまりよろしくないのではないのかなと,そんなことを思いました。

**立石座長**:ただ今の件について,いかがでしょうか。

松下秘書課付:それでは,まず基本法制の整備の件について,民事局から。

**民事局**:御指摘のとおり,5ページには保険法の見直しということしか書いていないわけでございますが,民事局におきましても,基本法制の整備の推進に努めておりまして,例えば債権法の改正の検討を行ったり,また,ウィーン売買条約について,条約への加入に向けた検討を行ったり,さらには,先般の憲法改正手続に関する法律によりまして,投票権が18歳に引き下げられたことから,民法の成人年齢である20歳をどのように考えるべきかという問題についても,検討を行っているところでございます。ただ,これらの検討が,平成21年度末まで

に整備予定といえるかどうかにつきましては,なお確認する必要がございますので,挙げられるものがあれば,また補充するという形で検討させていただきたいと思っております。

松下秘書課付:続きまして,裁判員制度の関係について刑事局からお願いします。

**刑事局**:委員御指摘のとおり,内閣府の特別世論調査結果によれば,「あまり参加したくないが義務であるならば参加せざるをえない」というのは,44.5パーセントとなりこれを含め,今現在,参加するという割合が65.2パーセントとなります。といいますのも,この参加に関する質問につきましては,裁判員に選任された場合には,これに参加することは義務であることを提示した上で,「参加したい」「参加してもよい」「あまり参加したくないが,義務であるならば参加せざるを得ない」「義務であっても参加したくない」「わからない」の5つから選択するという方法が採られておりまして,最初の3つ,「参加したい」「参加してもよい」「義務であるならば参加せざるを得ない」,これらを「参加する」という形で評価しておりまして,この65.2パーセントという数値を70パーセントまで引き上げるようにいたしたいと,このような趣旨で,こちらの方に記載させていただいたところでございます。

**立石座長**:よろしいでしょうか。

**渡辺委員**:御説明はよく分かります。まさにそれを,「積極的な意識を持つ者」と表現するかどうかという,その辺のギャップをどう考えるかという問題提起です。

**立石座長**:いかがでしょうか。はいどうぞ,山根委員。

山根委員:2つお伺したいのですが。7ページの裁判員制度のところで,一番上のところに成果重視事業とあるのですが,これは今までもこのかっこ書きがあったわけですよね。これが入るのと入らないのとで,何が違うのかを教えていただきたいとの,あと,23ページのオウム真理教のところですけれども,評価対象のところに「規制に関する」との言葉が加わっていますが,これはもともと,中味の文章には,「団体の規制に関する調査」と書かれていたわけですが,改めて考えると,団体の実態・危険性に関する調査ということと,規制に関する調査というのは何か違うのか,そこが分からないので教えていただきたいのと,このページで,地方公共団体からの情報提供要請に対する回答率の目標値が100パーセントというのは,これも改めて考えると,質問に答えるのは当然なのかなという気がして,やはり100パーセントよりも,下にも書いてありますけれども,正確度の高い情報を提供することが重要なので,でも,こういった目標値の挙げ方しかないのか,そのあたりもお伺したいと思います。

**立石座長**:はい,いかがでしょうか。

我妻政策評価企画室長補佐:それでは,最初の成果重視事業の件につきまして,事務局から御説明させていただきます。成果重視事業は,「骨太の方針2005」などにおきまして導入されたものでございまして,具体的には,事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にしまして,事業の定量的な目標のほかに,当該事業に係る施策単位でもアウトカム,つまり国民生活における成果に着目した目標を設定するとされております。法務省におきましては,平成19年度予算では,「裁判員制度の啓発推進事業」,それから「出入国管理業務の業務・システム最適化事業」「登記情報システム再構築事業」「地図管理業務システム最適化事業」が成果重視事業として予算措置されておりまして,これらにつきましては,各事業の評価が義務付けられていることから,平成19年度の実施計画にも,その対象として盛り込んでいるものでございます。

松下秘書課付:続きまして,23ページの公安調査庁の関係でございますけれども,足りない

ところがあれば補足してもらいたいと思いますが、まず「規制に関する」という文言が入りましたのは、法律の規定により忠実に書き直したものでございまして、「破壊的団体等を調査する」というのではなく、「規制に関する調査」というのが法律上の文言でございますので、それに合わせたというものでございます。また、地方公共団体からの情報提供要請に対する回答率を100パーセントにするということ以外に、目標値はないかということにつきましては、公安調査庁からお願いします。

**公安調査庁**:今の委員の御指摘のとおり、質問がきたものに対しては、確かに100パーセント答えるのは当然のことでございますので、今の御指摘を踏まえまして、検討させていただきたいと考えております。

立石座長:はい,寺尾委員どうぞ。

**寺尾委員**:「義務であるから仕方がない,やります」というのを,「積極的な意識を持つ者」と表現していいかどうかという渡辺委員の御意見に関連してなんですが,私は,「義務だから参加します」という人たちは非常に大事だと思っております。大学の中の行政の仕事も,公共的な仕事なんですけれども,やりたいと言ってやってくださる学部長よりは,仕方がないからといってやってくださる方が私は好きなんです。公共的な物事にはそういった性格がありますので,そこも踏まえて「積極的な意識を持つ者」という表現を使われたんだと思いますので,私はこれでいいと思います。

**立石座長**:そのほかいかがでしょうか。はい,どうぞ田辺委員。

田辺委員:2点ほどお伺いいたします。1点目は、13ページ以降の「犯罪被害者等に関する施策」というところですが、これは、被害者等通知制度の受付状況から、被害者支援員に対する研修の実施に変えてらっしゃいますけど、被害者等通知制度は事務的に回答しているというのであれば、目標としてはあまり意味がないというのはそのとおりだと思うんですが、支援員というのは、具体的に何人くらい配置されていて、どういう形の研修が行われているのでしょうか。2点目は、PFI事業の実施状況のところなんですけれども、指標に「実施状況」を書いて、目標値に「事業の円滑な実施」というのは、ちょっと厳しいなと思いますが、PFI事業というのは新しい試みであって、これをうまく移行させたいという心意気が表れているんだろうと思うんですね。逆に言いますと、今のところどういう問題があって、どういう問題が生じないときにうまくいったと判断するのかといったところが分からないので、その点についてお伺いできればと思います。以上2点です。

**立石座長**:回答いかがでしょうか。

松下秘書課付:それでは,まず1点目については刑事局から回答いたします。

**刑事局**:全体の支援員の数については,手元に資料がございませんでして,正確なところをこの場でお答えするのは困難ではございますけれども,いずれにしましても,各地検すべての庁に1名から複数名配置されているところでございます。研修の内容でございますけれども,被害者支援員中央研修という形で行っておりまして,本年は,10月23日に法務省内において,各地検に属する支援員の方が合計71名研修員として参加しております。研修の目的は,被害者支援員として必要な知識・技能を修得させることを目的としておりまして,その内容につきましても,犯罪被害者に関する諸問題などについての専門家,学識経験者などによる講義,講話,更には討議といった形での研修が行われております。具体的には,講義といたしまして,先ほど御説明のあった法テラスの方から来ていただきまして,その業務内容等について講義を

いただいたほか,被害者支援団体の方からも講義をしていただいております。更には,昨今,関係機関・団体との連携であるとか,今後の支援の在り方などについて色々な課題が見えてきているところでございますので,それぞれの課題を持ち寄って,意見交換等を行ってきたところでございます。研修の内容としては以上でございます。

**小津事務次官**:せっかくですから,後で,被害者支援員についてのきちんとした資料をお届けしたらいかがでしょうか。

刑事局:分かりました。用意してお届けいたします。

**松下秘書課付**:ただ今御指摘いただきました内容につきましては,評価結果報告書の中でもきちんと記述するようにしたいと思います。では,続きまして,PFIの実施状況のところで,今のところどのような問題があるのかといった御質問がございましたので,矯正局から回答いたします。

**矯正局**: 先生の御質問の中にどういった方法で施策の効果を測っていくのかというものがございまして,その点と,現時点でどのようなデータを収集しているのかという点について,御説明させていただきたいと思います。 PFI事業におきましては,契約書に基づきまして,事業者は業務に関わる仕様書及び計画書を作成することとなっております。また,業務日誌,月ごとの業務報告書,4半期業務報告書,年次業務報告書,これを国に提出することになっております。国におきましては,事業者が提供する公共サービスの水準が要求水準等の内容を満たしているかどうか,これを確認するために,これらの資料やデータをモニタリングすることになっております。平成19年度におきましては,3つのPFI刑務所の運営を開始したばかりでありまして,モニタリングの実施,調査についても,未確定事項が残っておりますけれども,違約金の対象となる事実や罰則点が計上される事実の発生回数,頻度を,施策の効果を測る上での指標となるのではないかと考えております。

**立石座長**:よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。はい,中村委員どうぞ。

中村委員: 先ほど御質問がありました5ページの民事関係のところでございますが, 先ほどの御説明で, 平成20年ころまでに整備予定のものにつきましては, 保険法の見直しだけであると。そのほか, 例えば債権法の改正等につきまして, 今検討中でありますけど, 平成21年までにできるかどうか分からないので記載がないとの御説明でございましたけれども, 実は前の4ページのところに, 債権法の抜本的見直しを行うというふうに書いてございますので, 行うということでございましたら, こちらの方に堂々と記載をされた方が, 釣り合いがとれるのかなと思います。

**民事局**: 先ほど申し上げましたのは,様々な検討事項がございますので,それらについて整備予定といえるのかどうか,確認をした上で,可能なものがあれば,これを掲げる方向で修正したいと申し上げましたので,債権法の見直しにつきましても,担当者の方に確認いたしまして,掲げられるかどうかを検討したいと思います。

**立石座長:よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。はいどうぞ,川端委員。** 

川端委員:先ほどから話題になっている7ページの,「積極的な意識」という表現がこれでいいのかという問題ですが,渡辺委員の御意見もよく分かるんですが,ネガティブ・ポジティブといった分け方でいけば,どんな動機であれ「参加します」というのは,ポジティブですから,そういう意味で積極的なという日本語もおかしくはないのかなという気はします。もちろん,もっと正確に言えば,「肯定的な意識」ということになるんだろうと思いますが,それは日本

語として適切な表現でもないような気がしますしたがって,直すとすれば「肯定的な意識」ということになるんでしょうけれども,「積極的な意識」ということでいいのではないかという気がします。それと,これはこの施策に関する感想なんですが,やはりまだまだ本当の意味で積極的な意識を持ってもらえている人は少ないという現実は間違いなくあるわけです。先日も,ある損保会社のトップの方と食事をした際に,この制度が話題になったわけですが,要するに,御存知ないんですよね。日本でも大正時代には陪審法があって,きちんとやっていましたとかですね,あるいは,先進的な民主主義国家で,国民が司法に参加していない国なんてないので,例えば,ロシアでもスペインでも,独裁制が倒れた途端に陪審制が復活したんですよなんて話をすると,「えっ,そうなんですか」という感じで聴かれているんですね。だから,泣く泣く面倒なものを押し付けられているという意識ばかり先行している状況それ自体に問題があって,それでその先ほどの40何パーセントが,義務だから仕方がないということになる状況が,やはり未だに解消されていないということになっているんですが,そういうところをもう少し考えていただいて,何とかそれが全体として前向きな意識になるような広報をですね,あと1年,わずかな時間ですが,徹底的にやっていただきたいなと思うわけです。

立石座長:いかがでしょうか。渡辺委員どうぞ。

**渡辺委員:**「積極的な意識」をめぐる議論は,もういたしません。それでも一言,あえて言い 換えるとするならば,今まさに川端先生がおっしゃったのですが、「前向きな意識」あたりが 妥当かなと思いながら聴いておりました。別の案件になりますが,29ページの「人権の擁護」 のところで,少しお尋ねです。達成目標2を「人権侵犯事件の適正かつ迅速な調査・対応」と いうふうに書き換えることになっております。適正・迅速というのは,これまた裁判所や法務 省の決まり文句になっておるところではありますが ,「迅速」を測る指標は検討されていない のでしょうか。お尋ねをしたいと思います。関連して,前回の会議で,結果として私の言い放 しになってしまったので,繰り返しになって申し訳ないんですけれども,1つ人権擁護局にお 尋ねです。今度は達成目標3の方に関わってきますけれども ,「インターネットによるメール 人権相談件数」が指標として示されています。これを当然増加させていくということだろうと 思いますけれども,法務省のホームページから入る人権相談受付窓口をクリックしてみますと, 氏名,住所,年齢,性別を書いてください,さらに「マンション名も書きこんでください」とい う注記がされております。それで前回もお尋ねしたのですが,こういったデータが,すべて必 要なのだろうかと。もちろん,事案によっては,すぐに警察等に連絡して,その住所に駆けつ けなければいけないというような例もあるのかもしれませんけれざも,とにかく全部埋めた上 で、次の相談本番のページに入っていくということは、やはり障壁になるのではないのかなと いうことを,利用者の1人として,私はそう思いました。「嫌だったら書かなくてもいいんだ よ」とか、「書いてもらうのはこういう理由からなんだよ」とかいったことを説明されてもい いのではないのかなという気がします。もちろん,「個人情報は他の目的には利用しません」 という断り書きはあるんですけれども、書き込む側の思いというか、意識を踏まえた作り方を もう少し検討する余地があるのではないかと,そんな感想を持ちました。このようなフォーム にしている何か合理的な理由があるのであれば,教えていただきたいと思います。

**立石座長**:いかがですか。

松下秘書課付:これにつきましては,人権擁護局から回答をお願いします。

人権擁護局:まず1点目の「人権侵犯事件の適正かつ迅速な調査・対応」につきして「迅速」

とありますけれども,人権侵犯事件の被害申告があった後に速やかに迅速な調査をして対応す るのは、救済を図る上で極めて重要なことであると考えております。したがって、現在でも、 迅速な救済をしようというところに、努力を傾注しております。例えば、人権の相談があった 日から,最終的な結論を出す日までが何日間であったということを,きちんと記録に残るよう にしております。ただ,人権侵犯事件の複雑さですとか,困難さというのは,個々の事案ごと にまったく異なっておりまして、なかなか何か月といった特定の数値を出して決めるというの は,なかなか難しいと思っているところです。今だいたいのことを申しますと,おおむね事件 を開始してから6か月以内には,ほぼすべての事件の結論を出して,対応を終えているところ なんですけれども,例えば,中には1年にも至るような事件もあります。それは,非常に複雑 困難な事件であったりですとか,あるいは,ただ白黒つけるということではなく,関係者の調 整を図って,じっくり話し合いをしてもらう必要があるとか,そういった事件もございますの で,なかなか,そういった数値を設定するのが難しいところでございます。ただ,そういった 迅速さをきちんと評価するというのは非常に大切なことですので,何か工夫がないかというこ とは、今後も検討させていただきたいと考えております。続いて、インターネットメール相談 の問題でございますが,御指摘にございましたように,例えば,自殺したいといったような緊 急性,切迫性のある事案もございますので,そういったことを考えますと,駆けつけたり,急 行できるような情報をできる限りいただきたいという気持ちから,こういった設定の仕方をし ているという部分がありますし,また,やはり人権相談という深刻なものになりますと,なか なかメールのやりとりだけで終わるということではなくて、最終的には法務局に来ていただい て,面談できちんと話をさせていただきたいということもございますので,こういった設定の 仕方をしております。ただ,この人権相談は始めたところということもございますので,今後 の運用状況も見ながら検討して,工夫できるところがないか,もう少しアクセスしやすいよう にできないかというところは、検討させていただきたいと考えているところでございます。以

**立石座長**:よろしいでしょうか。はい,六車委員どうぞ。

六車委員:質問というわけではないのですが、文章の全体的な統一というか、そういった視点から御覧になっているのかなと感じましたので、最終的に見ていただいた方がいいのかなと思う点があります。9ページと30ページを併せて見ますと、「子ども」ということを書くときに、「児童」と書く場合とですね、「子供」と書く場合と、「子ども」と書く場合があるんですね。それから、9ページの「1.課題・ニーズ」の2行目のところに「配偶者暴力」とありまして、「3.具体的内容」の(2)のアのところに「家庭内暴力」とあって、そこには「配偶者に対する暴力又は子供に対する虐待」とあるんですが、ドメスティック・バイオレンスというのは、どちらの方がいいんでしょうか。2行目にドメスティック・バイオレンスとありますが、書く理由はあるのかなと思いました。それと、30ページの方は、「配偶者・パートナー」と書いてあるんですね。そう書いてあるのには意味があるんだと思うんですが、まったく違う場面のことなので揚げ足取りになるんですが、通読してみると、やはりこういう場で一貫性を持たせるということは、法務省の文章としての一体性みたいなものを感じてもらえるんじゃないかと思いました。もう一言だけ付け加えさせていただきたいのは、31ページの、まさに人権を扱うところでですね、上から6行目に、「(2)達成目標2について」とありまして、「人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される・・・」に「もって」とい

う言葉があるんですが,この「もって」という言葉は,我々は普通使わないと思うんです。同じように,(3)のところにも,同じように「もって」という言葉が使われていますが,これも同じです。(2)のところでは,第2段落で,「この達成度合いを測るのに,かかる人権侵犯事件の取組強化により・・・」に「かかる」とあるんですが,「かかる人権侵犯事件」という表現は,私が役所にいたころは使いましたが,役所を離れてからは1回も使ったことがないと思いますけれども,そういう,特に人権のところなんかは,そこだけ優しくしてあげてもいいくらいですけど,ざっと見た感じなんですけど,全体としての統一感と,全体としての分かりやすさ,あまりに長くなっている文章は切る,それから,もう1つ付け加えさせていただきたいのですが,受身になっているところは,できたら能動的に書いていただいた方が分かりやすい。例えば9ページの,ドメスティック・バイオレンスのところ,「1.課題・ニーズ」のところなんですけれども,最後の段落で,「配偶者暴力と児童虐待とは家庭内において併発している場合もあることなどがうかがわれる。」とあるんですが,これは極めてゆるやかな断定というか,こんなことしか書けないんだったら書かない方がいいとか,違う書き方にした方がいいとか,「うかがわれる」というのは,どういうこと言っているのかなと。質問というよりも,文章として御検討いただけたらと思いましたので。

**立石座長**:事務局から何かコメントございますか。

**松下秘書課付**:御指摘いただいたことにつきましては,検討させていただきまして,できるだけ平易な文章にしたいと思います。ただ,「児童」とか「子ども」とか「配偶者」といった表現につきましては,法律などに根拠があったり,何かの制度のネーミングになってしまっていたりして,変えられない部分というのもございますので,今後は,新しい名前を付けていくときに検討させていただきます。ありがとうございました。

立石座長:そのほかどうぞ。はい,渡辺委員どうぞ。

渡辺委員:本日差し替え版の配布がありましたが,入国管理局の関係で少しお尋ねです。今回, システムの見直しに伴い,経費に関する目標値等を変えたということであります。今年の5月 に作成された評価結果はどうだっただろうかと思いまして,見直してみたところ,「成果目標 を実現するため、今後も最適化計画に沿った各種施策を着実に実施することが肝要と考えられ る」という、いささか分かりにくい表現でありました。私どもも、評価結果を固める際に拝見 しているわけですから,今さらそれについて何か申し上げるわけではないんですが,そもそも, これまで記載されていた「10.2億円の削減」という目標を達成することができないという ことが分かった時期は、いつだったんでしょうか。今日配られた差し替え版には、バイオメト リクスを活用した出入国審査体制」を確立するためには、それに見合ったシステムを作らなけ ればいけない,そしてそのためにはこれだけお金がかかるという説明がされていまして,それ はそれで結構なんですが,バイオメトリクス活用の話は,以前から出ていましたし,報道もさ れていました。今年の5月時点での評価結果も,また違った書き方があったのではないか。意 地悪な言い方をすれば,正直な記載をしなかったのではないかというようなことにもなりかね ないと思うわけであります。システムの開発というのは,色々やっていくと,新たな要求が加 わったり、現場からの要望が増えてきたり、思わぬバグが見つかったりで、どんどん膨らんで いくというのは、経験的にも分かっていることなんですけれども、評価の在り方とも関わる問 題ですので,教えていただければと思います。

**立石座長**:回答をお願いします。

松下秘書課付:それでは,入国管理局からお答えいたします。

**入国管理局**:確かに表現の仕方としましては,委員御指摘のとおり,5月の段階で別の表現を取ることも考えられたわけでございますけれども,今月20日から実施されるということになっておりますいわゆるバイオメトリクスを利用したシステムの関係で,経費が大幅に膨らんでしまったということでございます。そのため,これまで目標としておりました10.2億円という数値目標を,そのまま続けることができなくなってしまったわけです。そういう新たな要素が加わったものですから,バイオメトリクスを活用したシステムを加えて試算しました必要経費の増加分から,新たなシステムが加わることによって節減が見込まれる額を引き算しまして,今後も新たに増加分があったとしても,その範囲内に抑えるといったことを目標にさせていただいているところでございます。

**渡辺委員**:御説明はよく分かるんですけれども,先ほども申し上げましたように,どの段階で見極めがついていたのか,そしてその認識をその時どきの評価にどう反映させるのかということであろうと思います。別にもうお答えは結構ですけれども,今後評価をしていくときの,前提となる事実をどういうふうに我々及び国民に提示し,共有化するかという,そういう問題であろうかと思います。

立石座長: ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

裁判員制度に積極的に参加する割合を 7 0 パーセントにするという点について,法務省はどのように認識しているのか教えていただきたいのですが,最近は心の準備という意味で模擬裁判などが盛んに行われていますが,私はこれがあまりにもオーバーになりすぎるがゆえに,まじめになりすぎていて、逆に国民の間に恐怖心のようなものが出てきているような気がします。先ほど川端先生もおっしゃいましたが,欧米ではこういうふうになっているんだということも含めて,これは当然の義務なんだということを模擬裁判だけではなく何らかの違う形で広報していくことが重要ではないかと思います。あまり時間もないわけですから,どういう形で広報するかという戦略的なところを早急に検討していただけたらと思います。

小津事務次官:ただ今の座長の御発言も含めまして,裁判員制度について貴重な御指摘をいた だきありがとうございました。長勢前法務大臣が着任されました際に,特に国会の答弁でも強 調しておられましたことが1つございます。つまり,裁判員制度というのは非常に重要な制度 であるし、だからこそ、当省を含めた関係機関が、いかに重要な意義があるかということを強 調していくわけですけれども,国民の方からすると,「そんなに大変なことですか」と,思っ てしまっている面があるのではないかと。だから,重要な制度で大事な制度であるということ を説明するのはもちろんのこと,例えば,これは当然のことなんですけれども,1人で決める わけではなくて、3人の裁判官と6人の裁判員がいるんですということや、また、今ございま したように、諸外国では長年にわたって行われている制度なんですといったことなどを含めま して,安心して参加していただけるかどうかは分かりませんが,そういう面にも十分に配慮し て説明をすべきではないかと。そういうこともございましたので,比較的最近,アニメ仕立て の広報用DVDを作製いたしました。法務省が作ったDVDは,大きなものは2つございまし て,最初のものは御案内のとおり,真剣に裁判員制度の意義というものを,親子関係を中心に して訴えるという非常にシリアスなものでした。これはこれで多くの人に感動していただいた と思っているわけですが、今度はアニメ仕立てで、割合すっと見ていただけるような、「あー そうか。だいたいそんなものか。」という内容のものでございます。DVDで申しますと,場

合によってはその両方を組み合わせるといった方法もございます。それから,模擬裁判以外では,今DVDについて申し上げましたが,関係機関がそれぞれで活動しておりますけれども,検察庁では,各地でイベントがありますと,このごろはほとんど必ずといっていいくらい,検事正が先頭に立って出かけて行きまして,色々なところで広報をしております。この点につきましては,これからはもっとこうしていけばいいのではないかという御意見がございましたら,ぜひお願いいたします。

**立石座長**:ありがとうございました。それでは,時間になりましたので,審議はこれで終わりにしたいと思いますけれども,最後に,事務局の方から連絡事項をお願いします。

小山官房参事官:本日は,長時間にわたりまして,貴重な御意見を賜り,誠にありがとうございました。本日の御議論につきましては,議事録を法務省のホームページで公表することといたしておりますけれども,その手続につきましては,これまでと同様に,事務局で議事録(案)を作成いたしまして,後日,先生方にメールなど適宜の方法で送付させていただきますので,御確認をよろしくお願いいたしたいと思います。その上での最終的な確認につきましては,これまでどおり,座長に一任という形をとらせていただきたいと思います。

なお,「法務省事後評価の実施に関する計画」の改定案につきまして,本日頂戴いたしました御意見を踏まえまして,再度省内で検討しまして,必要な改定することにしたいと考えております。

次回,第18回政策評価懇談会の開催につきましてでございますけれども,来年2月下旬若しくは3月上旬を予定しております。議題としましては,「法務省政策評価に関する基本計画」の案と,平成20年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」の案につきましての審議を予定しております。基本計画につきましては,本日も,参考資料5としてお配りしておりますが,現行の基本計画の計画期間が平成17年度から本年度までとなっておりますので,当省におけるこれまでの政策評価の取組みを踏まえまして,次回の政評懇におきましては,平成20年度以降の計画について検討していただきたいというふうに考えております。また,平成20年度の実施計画につきましては,平成20年度に政策を実施し,平成21年度に政策評価書を作成・公表する政策について,その評価対象,評価手法等につきまして定めることを目的としております。

具体的な日程や審議事項につきましては,後日,事務局から御連絡させていただきますので, どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

**立石座長**: どうもありがとうございました。それでは,これをもちまして終了させていただきます。本日はありがとうございました。

以上